

## 令和3年度市町村納付金及び標準保険税（料）率の算定結果について

## 1 市町村納付金の算定結果について

## (1) 本県の保険給付費推計額について

◎ 保険給付費推計額 = (推計一人当たり診療費 × 推計被保険者数) **746 億円**  
(昨年度推計比 + 5 億円)

一人当たり診療費の推計方法	被保険者数の推計方法
直近1年間の実績を基礎として、過去2年間の伸び率により推計	コーホート要因法(1歳ごとに把握した今年度の被保険者数に伸び率を乗じて推計)

**増加理由**

- ・70歳以上の被保険者数の増加 (昨年度推計比 109%)
- ・70歳以上の被保険者における一人当たり診療費の増加 (昨年度推計比 101%)

## (2) 市町村納付金総額について

◎ 市町村納付金総額 = 医療費等 — 国交付金等 — 国・県定率負担金  
268 億円                      920 億円                      440 億円                      212 億円  
(昨年度比 ▲17 億円)

※ 平成30年度保険給付費不足のために取崩した基金の再積立が終了したことや国等交付金(主に前期高齢者交付金)が増加すると推計されたことを受け、市町村納付金額は減少している。

※ 市町村別の納付金算定結果は別紙「資料3-3」のとおり。

## 2 標準保険料税（料）について

## (1) 都道府県標準保険税（料）率

県全体の保険料の水準を表す数値(理論値)

		令和2年度	令和3年度	増減 (昨年度比)
医療分	所得割(%)	7.50	6.87	▲0.63
	均等割(円)	44,182	40,376	▲3,806
後期高齢者 支援金分	所得割(%)	2.52	2.55	0.03
	均等割(円)	14,598	14,640	42
介護納付金分	所得割(%)	2.30	2.26	▲0.04
	均等割(円)	16,853	16,139	▲714

※ 納付金額が減少したため、医療分にかかる標準保険税（料）率は減少している。

※ 後期高齢者支援金分及び介護納付金分については、必要額が横ばいとなっているため、標準保険税（料）率についてもほぼ横ばいで推移している。

## (2) 市町村標準保険税（料）率

山形県国民健康保険運営方針で定める県内統一的な算定条件により市町村ごとに算定した理論値(市町村が決定する実際の保険税(料)率とは異なる)。

市町村別の標準保険税(料)率の算定結果は別紙「資料3-4」のとおり。